

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第十四号）改正案

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法施行令(昭和五十五年政令第二百二十八号)第九十四条の規定に基 づき、木材のめり、及び木材の仕組材の座屈の許容応力度、集成材及び種別用 単板層材(以下「集成材等」といふ)の繊維方向、集成材等のめり、及び 集成材等の仕組材の座屈の許容応力度、鋼材等の支柱、鋼材等の仕組材の座屈及 び鋼材等の甲材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛又は亜鉛を施した鋼ボルト摩 擦接部の鋼ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターボクールの引 張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タ、ト、シ、ネ、その他これに類する もの(以下「タ、ト、シ、ネ等」といふ)の許容応力度、アルミ合金系材 アルミ合金系材の溶接継目のせん断面、アルミ合金系材の支柱、アルミ 合金系材の仕組材の座屈、アルミ合金系材の甲材の座屈、アルミ合 合金系材の鋼ボルト摩擦接部がタ、ト、シ、ネ、又はタ、ト、シ、ネ、 を用いたアルミ合金系材の接部の許容応力度、ト、シ、ネ、角機械継手の許容 応力度、コ、シ、ク、リ、ト、を境、鋼管等の鋼管の円部に充填されたコ、シ、ク、リ、トの仕組 、せん断及び付着の許容応力度、組構体(鉄筋コ、シ、ク、リ、ト組構体をさし、以下 同。)の仕組材がせん断及び鉄筋コ、シ、ク、リ、ト組構体の付着の許容応力度、 懸垂梁コ、シ、ク、リ、ト、に使用される懸垂梁コ、シ、ク、リ、トの仕組材がせん断 の許容応力度、鉄筋コ、シ、ク、リ、トの許容応力度並びに同条第六十七条第二項の国土交 通省の認定を受けた鋼材の接合、同条第六十八条第一項の国土交通省の認定を受けた継手及び口及び 同条第六十八条第二項の国土交通省の認定を受けた鋼ボルト</p>	<p>建築基準法施行令(昭和五十五年政令第二百二十八号)第九十四条の規定に基 づき、木材のめり、及び木材の仕組材の座屈の許容応力度、集成材及び種別用 単板層材(以下「集成材等」といふ)の繊維方向、集成材等のめり、及び 集成材等の仕組材の座屈の許容応力度、鋼材等の支柱、鋼材等の仕組材の座屈及 び鋼材等の甲材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛又は亜鉛を施した鋼ボルト摩 擦接部の鋼ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターボクールの引 張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タ、ト、シ、ネ、その他これに類する もの(以下「タ、ト、シ、ネ等」といふ)の許容応力度、アルミ合金系材 アルミ合金系材の溶接継目のせん断面、アルミ合金系材の支柱、アルミ 合金系材の仕組材の座屈、アルミ合金系材の甲材の座屈、アルミ合 合金系材の鋼ボルト摩擦接部がタ、ト、シ、ネ、又はタ、ト、シ、ネ、 を用いたアルミ合金系材の接部の許容応力度、ト、シ、ネ、角機械継手の許容 応力度、コ、シ、ク、リ、ト、を境、鋼管等の鋼管の円部に充填されたコ、シ、ク、リ、トの仕組 、せん断及び付着の許容応力度、組構体(鉄筋コ、シ、ク、リ、ト組構体をさし、以下 同。)の仕組材がせん断及び鉄筋コ、シ、ク、リ、ト組構体の付着の許容応力度、 鉄筋コ、シ、ク、リ、トの許容応力度並びに同条第六十七条第二項の国土交通省の認定を 受けた鋼材の接合、同条第六十八条第一項の国土交通省の認定を受けた継手及び口及び 同条第六十八条第二項の国土交通省の認定を受けた鋼ボルト接合の許容応 度(以下「特殊な許容応力度」といふ)並びに同条第六十九条の規定に基</p>

